



平成30年4月25日

各 位

会 社 名 イーレックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 本名 均
(コード番号：9517 東証第1部)
問 合 せ 先 専務取締役 花島 克彦
(TEL. 03-3243-1167)

証券取引等監視委員会による当社役員からの情報受領者に対する
課徴金納付命令発出の勧告について

平成30年4月24日、証券取引等監視委員会から、当社役員より情報を受領した者による内部者取引について、下記のとおり金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。課徴金納付命令対象者は当社株主（法人）の役員であり、当社及び当社役員による法令違反には当たらないものの、このような事態を招き勧告がなされ、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご心配をお掛けいたしました事を深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告において認められた事実関係等

証券取引等監視委員会の勧告によりますと、課徴金納付命令対象者は、当社の役員から、同人がその職務に関し知った、以下の各重要事実の伝達を受けながら、当該各重要事実が公表された平成29年2月14日より前の同年2月9日及び同月10日、自己の計算において、当社株式合計1万3400株を買付価額合計4,688万1,000円で買い付けたとされております。

- ① 当社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益（以下「当期純利益」という。）について、平成28年11月14日に公表された直近の予想値（経常利益24億5,100万円、当期純利益14億2,600百万円）に比較して、当社が新たに算出した予想値（経常利益33億2,300百万円、当期純利益20億1,458万7,000円）において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実。
- ② 当社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行う事について決定をした旨の重要事実。
勧告によりますと、上記行為が金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又



は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等」をした行為に該当すると認められるものとされております。

また、この違法行為に対し、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は1,167万円であるとされております。

2. 当社の対応について

当社では、情報管理規程及びインサイダー取引防止規程を制定し、情報の適正な取扱いやインサイダー取引の未然防止に向けて制度を整備するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりました。しかしながら今回の事態が発生したことを厳粛に受け止め、外部専門家を交え、本件の経緯及び内容等について調査を進めると共に、情報管理体制の更なる見直し、社内研修の再徹底を通じて再発防止に努めてまいります。

再発防止策等につきましては、追ってご報告させて頂く所存です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上